



2026 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 ヨネックス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 アリサ ヨネヤマ
 (コード番号 7906 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 米山 修一
 TEL (03) 3839-7112

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 21 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 18,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 2,547 円
(4) 処 分 総 額	47,119,500 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役 6 名 12,000 株 当社の取締役を兼務しない執行役員 8 名 6,500 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年4月22日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額100百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間から50年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、2026年6月24日開催の第69回定時株主総会において、（i）本制度の対象に社外取締役を加えること（以下、対象取締役と併せて「RS対象取締役」といいます。）、（ii）本制度に基づく譲渡制限付株式の付与方法として現行の現物出資方式（RS対象取締役に報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法をいいます。以下同じ。）に、無償交付方式（現物出資財産としての金銭報酬債権の払い込みを要せずに当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法をいいます。以下同じ。）を加えること、（iii）本制度に基づきRS対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総額（現物出資方式の場合は現物出資財産として支給する金銭報酬債権の総額）を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年額40百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）とすること、及び本制度に基づきRS対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年20,000株以内（うち社外取締役分5,000株以内）とすること（なお、これらの報酬には、使用人兼務取

締役の使用人分給与は含まないものとする)につき、株主の皆様にご承認いただいております。なお、2026年7月23日開催の当社取締役会の決議により、当社の取締役を兼務しない執行役員も本制度の対象としております(以下、総称して「対象取締役等」といいます)。なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、R S対象取締役に対しては、現物出資方式又は無償交付方式、対象取締役等に対しては、現物出資方式により、対象取締役等に対し当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、R S対象取締役への割当てが無償交付方式による場合、R S対象取締役は、当社の普通株式について発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払い込みを要しないものといたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、対象取締役等への割当てが現物出資方式による場合、対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計47,119,500円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式18,500株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を50年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等14名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。))について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。))の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年8月21日から2076年8月20日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役(ただし、対象取締役等が当社の取締役を兼務しない執行役員の場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員と読み替える。以下同様とします。)の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役の地位を任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、死亡による退任の場合を除く)により退任した場合には、対象取締役等の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、2026年7月から対象取締役等の退任の日までの在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が譲渡制限期間満了時点又は譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合に、その退任につき、任期満了又は定年その他正当な事由がある場合を除き、当社は譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、2026年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第70期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である2,547円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上